



平成29年11月28日

各位

株式会社十六銀行

平成29年度「じゅうろくアジア留学生奨学金」授与式の開催について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬幸雄）は、平成26年8月に創設しました「じゅうろくアジア留学生奨学金」の本年度の奨学生を決定し、下記の要領にて奨学金の授与式を開催しましたのでお知らせします。

本奨学金制度は、「名古屋大学大学院法学研究科」との間で平成26年7月に締結しました「覚書」に基づく相互協力の一環として、公益財団法人国際教育支援教会の冠奨学金制度を利用して創設されたものであり、第四期の奨学生は、名古屋大学大学院法学研究科に進学する修士課程の留学生1名に奨学金を授与することを決定しました。

名古屋大学との間では、11月15日に、同大と当行などの共催により、ベトナム・ハノイ市において、ハノイ法科大学内に設置されている名古屋大学日本法教育研究センターの設立10周年記念式典が開催されました。名古屋大学では、ハノイの他、ホーチミン（ベトナム）、ウズベキスタン、モンゴル、カンボジアなど4か国5か所の提携大学内に日本法教育研究センターを設置しており、アジア新興国の法整備支援に取り組んでいます。当行は、今後も名古屋大学との一層の連携をはかり、奨学金支援等を通して、地域への貢献に向けた取り組みを行ってまいります。

記

1. 授与式について

日時：平成29年11月28日（火）午後2時00分～午後3時00分

場所：十六銀行名古屋ビル 16階 プラチナフロア（名古屋市中区錦3-1-1）

内容：奨学金目録 贈呈

頭取 挨拶

奨学生 御礼の挨拶

記念撮影 等

参加者：名古屋大学大学院 法学研究科長 石井 三記 様

十六銀行 頭取 村瀬 幸雄

取締役常務執行役員 秋葉 和人

受給者：名古屋大学大学院法学研究科

修士課程1年 ヴ ティエン ズン（22歳 ベトナム出身 男性）

2. じゅうろくアジア留学生奨学金について

本奨学金制度については、海外に展開する企業が、進出国特有のリーガルリスクに悩まされる場面も多くなる中、当行お取引先である地域の企業が安心して海外事業展開に取り組むことができるよう、日本ならびに母国の法制面・経済面の発展に貢献できる優秀な人材を育成することを目的として、公益財団法人日本国際教育支援協会の冠奨学金制度を利用して平成26年8月に創設しました。

アジア地域の国籍を有し、名古屋大学大学院法学研究科において法学分野を専攻予定の私費外国人留学生を対象として募集を行っており、第一期生の奨学生1名（ウズベキスタン出身）、第二期生の3名（カンボジア、モンゴル、ベトナム）、第三期生の2名（ウズベキスタン、ベトナム）に、今回採用した1名の奨学生を加え、奨学生は合計7名となっております。

民間企業・団体が創設する奨学金制度において、対象者の研究分野を絞り込んで募集する場合、実学研究である理工学系を対象とするケースは多くみられるものの、社会科学分野のうち、法学分野に限定した奨学金制度は珍しく、本奨学金制度は「覚書」に基づく名古屋大学大学院法学研究科との協力関係の柱となっています。

【授与式の様子】



（留学生のコメント）本奨学金のおかげで、研究に集中して励むことが出来るため、本当にありがたいと感謝しています。

（頭取のコメント）名古屋大学のアジア法整備支援の取組みに対して、奨学金の支給などにより少しでもお役に立てればと考えている。

以上

【本件ご照会先:経営企画部ブランド戦略室 TEL 058-266-2512】